

こんな給付が
こんなときに
受けられます

申請に必要なもの
領収書、印鑑、預金通帳(ゆう
ちょ銀行は支店番号記入済み
のもの)、国民健康保険証

一部負担金の払い戻し

次の場合は、医療機関での
支払いが全額自己負担になり
ますが、申請すると自己負担
分を除いた額が払い戻されま
す。

- ① 急病などでやむを得ず国民健康保険証を使わずに治療を受けた(領収書が必要)
- ② 医師が治療に必要と認めたコルセットなどの治療用装具の費用(領収書と医師の証明書が必要)

高額療養費の支給

医療費の自己負担額が高額になり、一定額を超えた場合には、超えた額が支給されます。

世帯主へ診療月の約3か月

後に案内ハガキを送付しますので、領収書は大切に保管してください。

主な支給基準

- ・ 70歳未満の方
同じ方が同月内に同医療機関に支払った自己負担額が左表の限度額を超えた場合に支給(同医療機関でも内科と歯科は別。入院と外来も別)
- ・ 70歳以上75歳未満の方
外来の場合は個人単位、入院の場合は世帯単位で計算し、左表の限度額を超えた場合に支給

住民税非課税世帯の方が高

70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

所得区分	自己負担限度額	
住民税課税世帯	901万円超	252,600円+ (医療費-842,000×1%)
	600万円超 901万円以下	167,400円+ (医療費-558,000×1%)
	210万円超 600万円以下	80,100円+ (医療費-267,000×1%)
	210万円以下	57,600円
住民税非課税世帯	35,400円	

額医療を受ける場合、医療機関に「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、自己負担限度額までとなりま

す。高額医療が見込まれる場合は申請してください。

葬祭費の支給

被保険者が死亡し、その葬祭を行った場合に
支給額 5万円

出産育児一時金の支給

被保険者が出産した場合
支給額 42万円

直接支払制度

医療機関で直接支払制度合

70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額(月額)

所得区分	外来限度額	外来+入院限度額
現役並み所得者	44,400円	80,100円+ (267,000円×1%)
一般	12,000円	44,400円
低所得者	8,000円	II 24,600円
		I 15,000円

※所得の申告がないと、最も高い金額で自己負担額を計算

「意文書」に記入することで、出産費用の42万円までを直接町

が支払うことができます(医療機関に支払った分は出産育児一時金から差し引き)。出産費が42万円に満たなかった場合または直接支払制度を利用しなかつた場合は申請してください(出産費用明細書、領収書、直接支払制度に関する文書が必要)。

食事代差額の支給

住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額認定証」を医療機関に提示すると、入院時の食事代が減額されます。認定証を提示せず、本来支払う食事代以上の額を支払った場合は、差額を支給しますので申請してください(領収書が必要)。

国民健康保険の
加入、喪失の
届出は14日以内に

加入の届出が遅れても国民健康保険に入る資格を得た月までさかのぼって保険税を納めなければなりません。その間に病院などにかかった費用は、全額自己負担となります。また、会社などの保険証を取得した場合にも国民健康保険の資格喪失の届出が必要です。いずれの場合も届出は14日以内をお願いします。

がん検診・人間ドック・
健康づくり教室の費用助成

助成事業の種類	助成額	申し込み
町が実施する がん検診	集団検診 医療機関検診(胃)	自己負担額(無料) 保健センター ☎83-9677 必要なもの: 国民健康保険証
「あいち健康プラザ」の健康教室(保健センターで受講料を支払うものに限る。)	受講料(助成後)の4分の1以内(20歳以上)	保健センター ☎83-9677
医療機関などが実施する人間ドックまたは脳ドック(国立長寿医療研究センターが実施する長寿ドックは除く。)	4,000円	保険医療課 内線154 必要なもの: 領収書、印鑑、預金通帳(ゆうちょ銀行は支店番号記入済のもの)、国民健康保険証

※各助成は、同年度内1回に限る。